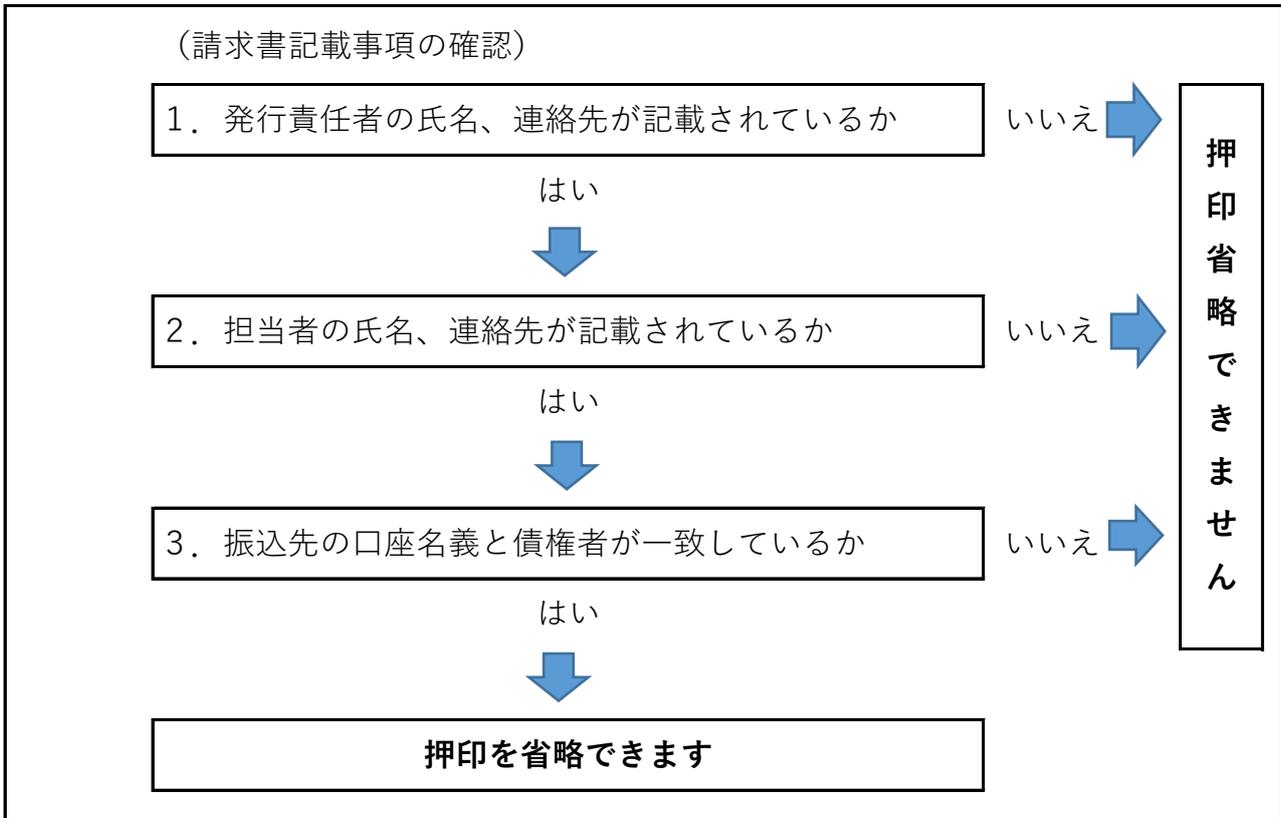


請求書の押印を省略する場合の流れ（フローチャート）

事業者



※役場担当課に直接お持ちいただくか、郵送、電子メール又はファクシミリで、役場担当課に提出してください。

(ファクシミリは、写りが鮮明で無い場合、再提出をお願いすることがあります。)